

議第28号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 自転車等駐車場の入退場時間（自転車等を自転車等駐車場に入場させ、又は自転車等駐車場から退場させることができる時間をいう。）は、自転車等駐車場ごとに別に定める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「応じ」の右に「、1日1回につき」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 自転車 200円

第7条第2項第2号中「1日1回につき」を削り、同条第3項中「前項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する「1日」とは、自転車等駐車場に自転車等を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市道路附属物自転車等駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による本市が道路の附属物として設置する駐車場で自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1キロワット以下のものに限る。）（以下「自転車等」という。）の駐車の用に供するもの（以下「自転車等駐車場」という。）の利用に係る料金を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自転車等の自転車等駐車場の利用に係る料金については、改正後の条例第7条の規定を適用する。

提案理由

利用料金の計算の基礎とする1日の範囲を変更する必要があるので提案する。